

- 平成三年郵政省告示第二百五十号（無線従事者の養成課程の終了の際に行う試験の実施を定める件）の一部を改正する告示案 新旧対照表  
 （下線部分が変更箇所）

改正案	現行
<p>一～二 （略）</p> <p>三 試験の方法</p> <p>試験の方法は、授業科目（以下「科目」という。）別に従い次のとおりとする。</p> <p>1 無線工学及び法規</p> <p>(一)～(四) （略）</p> <p>(五) 電子計算機に解答を入力する方法又は筆記により行うこととし、電子計算機に解答を入力する方法にあつては、次に掲げる措置が講じられているものであること。ただし、<u>第三級陸上特殊無線技士</u>、<u>第二級アマチュア無線技士</u>、<u>第三級アマチュア無線技士</u>及び第四級アマチュア無線技士の資格にあつては、総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）が特に必要と認める場合には、他の方法によることができる。</p> <p>(六)・(七) （略）</p> <p>(八) 問題及び試験時間は次によるものとし、その区分の欄は、平成五年郵政省告示第五百五十三号に定める養成課程実施要領（以下「実施要領」という。）中の別表第一号又は別表第三号の科目及び内容の分類のうち授業内容の欄にそれぞれ掲げるものとする。ただし、</p>	<p>(同上)</p> <p>(同上)</p> <p>(同上)</p> <p>(同上)</p> <p>(同上)</p> <p>(五) 電子計算機に解答を入力する方法又は筆記により行うこととし、電子計算機に解答を入力する方法にあつては、次に掲げる措置が講じられているものであること。ただし、第三級陸上特殊無線技士、第三級アマチュア無線技士及び第四級アマチュア無線技士の資格にあつては、総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）が特に必要と認める場合には、他の方法によることができる。</p> <p>(同上)</p> <p>(同上)</p>

実施要領第二項第四号の規定に基づき実施要領と異なる要領によることとした場合には、他の問題数及び試験時間によることができる。

(1) 無線工学

養成課程の種別	区分	問題数	総数	試験時間
第一級陸上特殊無線技士	(略)	(略)	(略)	(略)
第二級アマチュア無線技士	電波の性質	五	二十	一時間三十分
	電気磁気			
	電気回路			
	半導体及び電子管			
	電子回路			
	無線通信装置	六		
	混信等	六		
	電波障害			
	空中線系			
	電波伝搬			
	整合	三		
	電源			
	測定			
	点検及び保守			
第三級アマチュア無線技士及び第四	(略)	(略)	(略)	(略)

(同上)

養成課程の種別	区分	問題数	総数	試験時間	
第一級陸上特殊無線技士	(略)	(略)	(略)	(略)	
第二級アマチュア無線技士	(略)	(略)	(略)	(略)	
					電波の性質
					電気磁気
					電気回路
					半導体及び電子管
					電子回路
					無線通信装置
					混信等
					電波障害
					空中線系
					電波伝搬
					整合
					電源
					測定
点検及び保守					
第三級アマチュア無線技士及び第四	(略)	(略)	(略)	(略)	



注 (略)

2 以下 (略)

四 (略)

(同上)

(同上)

(同上)